

ダムの検証の進め方について

玉来ダムは、昭和 57 年、平成 2 年の大水害を契機として、平成 3 年に竹田水害緊急治水ダム建設事業として、稲葉ダムとともに事業採択されました。

稲葉ダムについては、平成 15 年度に本体工事着手し、本年 5 月末には、試験湛水を無事に終え、11 月 7 日に竣工式を行ったところです。

一方、玉来ダムは、平成 3 年度の事業採択以来、ダムの調査に着手し、平成 21 年 8 月にダムの位置及び型式が決まり、本年度より詳細設計、用地測量等の本体工事着手に向けた準備作業にかかる予定でした。

しかしながら、国の「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換に伴って、国土交通大臣から本年 9 月 28 日に「ダム事業の検証に係る検討」の要請を受け、県として「検証作業」を実施することとしました。

県では、学識経験者や行政機関、地域住民の代表等から構成する「検討の場」を組織し、今後数回の会議を経て、大分県事業評価監視委員会の意見を聴いた上で、対応方針を決定する予定です。

■ 「ダム検証」に係る経過

- H21. 10. 9 前原大臣のコメントとして、国・水資源機構が実施している 56 事業と都道府県が実施している 87 事業について、平成 21 年度内に①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の 4 段階に分け、新たな段階には入らないことを発表する。
(H22 は 143 事業の内、完成 6 と中止 1 を除く、136 事業)
12. 3 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の発足及び第 1 回会議を開催する。
12. 15 前原大臣より「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換に対するご協力をお願いが道府県知事に出される。
12. 25 平成 22 年度に事業を実施する 136 事業の内、①既に、ダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの、②既存施設の機能増強を目的としたもの、③11 月までにダム本体工事の契約を行っているものを除く 89 事業を検証対象とすることを発表する。
- H22. 7. 13 第 11 回「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が開催され、ダム検証の指針となる「中間とりまとめ（案）」が発表される。
7. 16 都道府県の意見照会及び国民に対して意見募集を行う。(7. 16～8. 15)
9. 27 第 12 回「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が開催され、ダム検証の指針となる「中間とりまとめ」が国土交通大臣に提出される。(検証対象 83 事業 84 施設)
9. 28 都道府県知事に対し、「検証に係る検討」を行うよう要請文書が送付される。

■ 玉来ダムの経過

- S57. 7 梅雨前線豪雨により、竹田水害が発生する。
- S59 玉来川の河川改修事業に着手する。(小規模河川改修事業)
- H2. 7 梅雨前線豪雨により、竹田水害を上回る豊肥大水害が発生する。
- H3 玉来ダムと稲葉ダムの 2 ダムで竹田市を守る竹田水害緊急治水ダム建設事業が採択される。
- H3～H12 地形測量、地表地質踏査、ダムサイトボーリング調査、水文調査等を実施する。
(H9 年度に玉来川の河川改修事業が完了する。)
- H13 ダム計画審査会でダム計画の基本事項を審査される。
- H13～H21 ダムサイト・貯水池ボーリング調査、環境調査、計画堆砂検討、地質総合解析、ダム本体概略設計、水文調査等を行う。
- H21. 8. 25 ダムサイト・型式の基本設計会議にて、県案が了承される。
- H22. 9. 28 国土交通省より、玉来ダムの検証作業の要請文が送付される。

玉来ダム「検証」の流れ

